

木曾川地域森林計画変更計画書

(木曾川森林計画区)

計画期間 自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 1 5 年 3 月 3 1 日

(令和 5 年 1 2 月 2 6 日変更)

岐阜県

目次

前文	1
はじめに	2
第2章 計画区の概要	
4 計画の対象とする森林の区域	3
第3章 前計画の評価と個別計画	
2 個別計画	4
第4章 森林整備及び保全方針	
1 森林の整備及び保全の基本方針	6
第5章 森林整備基準等	
1 伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	7
2 造林に関する事項	8
6 森林施業の合理化に関する事項 ～委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、 森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項～	10
7 森林の土地の保全に関する事項	11
<資料編>	
第1章 計画数量の明細	
1 伐採材積、間伐面積及び造林面積	12
2 林道整備	15
3 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	23
4 治山計画	25

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定に基づき、木曾川地域森林計画の一部を次のように変更する。

木曾川地域森林計画の一部変更

※表の数値は四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

※表中下線は樹立時又は前回変更計画書からの変更箇所を示す。

はじめに

森林は、国土の保全、水源の涵（かん）養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、私たちの生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」です。

こうした森林において、無秩序な伐採や開発が行われることは、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因ともなります。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物供給の面でも大きな混乱をきたすおそれがあります。

さらに森林の造成には長期の年月を要することから、一旦荒廃してしまうと森林の機能の回復は容易でなく、国民経済に多大な影響を及ぼします。

そのため、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進する必要があることから、森林法において森林計画制度が定められています。

一方、戦後に造成されたスギ・ヒノキなどの人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階にあります。

国は令和3年6月に「森林・林業基本計画」を閣議決定し、森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向として、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済を実現することとしています。

また、令和5年10月に閣議決定された「全国森林計画」では、新たな計画期間に見合う量の伐採立木材積や造林面積等の計画量が計上されたほか、花粉発生源対策の加速化等について示されています。

第15次木曾川地域森林計画は、森林法に基づき、全国森林計画に即し、また、市町村森林整備計画の規範として、森林・林業等に関する諸施策の実施状況を考慮し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするものです。

なお、当地域森林計画の樹立にあたっては、岐阜県森林づくり基本計画と整合を図りつつ、また、国土利用計画(岐阜県計画)をはじめとする諸計画との関連性にも配慮しています。

第2章 計画区の概要

4 計画の対象とする森林の区域

表 2-4-1 における地域森林計画対象民有林の区域を、この計画書の対象森林とします。

表 2-4-1 地域森林計画対象民有林

単位(面積:ha)

市町村名		地域森林計画 対象民有林	対象外面積	民有林面積計
計画区総数		<u>101,962.85</u>	<u>149.93</u>	<u>102,112.78</u>
可茂	可児市	<u>3,299.55</u>	<u>30.40</u>	<u>3,329.95</u>
	御嵩町	<u>3,283.58</u>	<u>8.62</u>	<u>3,292.20</u>
東濃	多治見市	<u>4,212.93</u>	3.39	<u>4,216.32</u>
	瑞浪市	<u>11,919.76</u>	15.46	<u>11,935.22</u>
	土岐市	<u>7,508.96</u>	<u>10.18</u>	<u>7,519.14</u>
恵那	中津川市	<u>37,621.38</u>	<u>44.98</u>	<u>37,666.36</u>
	恵那市	<u>34,116.69</u>	36.90	<u>34,153.59</u>

※詳しい区域は、岐阜県林政課、岐阜県各農林事務所及び岐阜県内関係市町村に配備する森林計画図による。

※地域森林計画の対象とする民有林（次の①の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の③の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、①森林法第10条の2に基づく林地の開発行為の許可制、②森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出制及び③森林法第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。

第3章 前計画の評価と個別計画

2 個別計画

(1) 伐採計画 ～間伐立木材積その他の伐採立木材積～

伐採立木材積(主伐・間伐)については、表 3-2-1 のとおりとします。

表 3-2-1 伐採立木材積に係る計画量

単位 (材積 : 千 m³)

区分	総数			主伐			間伐
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹
総数	2,612	2,493	119	1,216	1,097	119	1,396
うち前半5年分	1,279	1,225	54	560	506	54	719

※詳細は、資料編第1章1による。

(2) 間伐面積

間伐面積については、表 3-2-2 のとおりとします。

表 3-2-2 間伐面積に係る計画量

単位 (面積 : ha)

区分	間伐面積
総数	17,149
うち前半5年分	8,575

※詳細は、資料編第1章1による。

(3) 造林計画 ～人工造林及び天然更新別の造林面積～

人工造林、天然更新別の造林面積については、表 3-2-3 のとおりとします。

表 3-2-3 造林に係る計画量

単位 (面積 : ha)

区分	人工造林			天然更新
	計	人工造林	樹下植栽	
総数	2,290	2,001	289	1,087
うち前半5年分	1,037	869	168	549

※詳細は、資料編第1章1による

(4) 林道整備計画 ～林道の開設及び拡張に関する事項～

開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等は表 3-2-4 のとおりとします。

表 3-2-4 林道に係る計画量

単位（開設、舗装：m、改良：箇所）

区分	総数	
	うち前半5年分	
開設	35,400	18,300
改良	313	203
舗装	83,190	38,450

※市町村別総括表、箇所別明細は、資料編第1章2による。

(5) 保安施設 ～保安林整備及び治山事業に関する計画～

ア 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別の計画末期面積については、表 3-2-5 のとおりとします。

表 3-2-5 保安林に係る計画量

単位（面積：ha）

保安林の種類	面積	
	うち前半5年分	
総数(実面積)	31,760	31,729
水源涵(かん)養のための保安林	10,291	10,284
災害防備のための保安林	21,348	21,324
保健、風致のための保安林	1,216	1,216

※総数欄は、2以上の目的を達するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

※計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等は、資料編第1章3による。

ウ 実施すべき治山事業の数量

実施すべき治山事業の数量については表 3-2-6 のとおりとします。

表 3-2-6 治山事業に係る計画量

単位（林班数：箇所）

区分	治山事業施工地区数	
	うち前半5年分	
総数	366	316

※市町村別等は、資料編第1章4による。

第4章 森林整備及び保全方針

1 森林の整備及び保全の基本方針

(2) 各機能に応じた望ましい森林の姿、森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

具体的には、森林の有する水源涵(かん)養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施や、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取り組みを推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、放射性物質の影響等にも配慮します。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。

各機能に応じた森林の望ましい姿、森林整備及び保全の基本方針は、表4-1-2のとおりです。

第5章 森林整備基準等

1 伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）伐採方法

立木竹の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

皆伐と択伐の定義については、表 5-1-1 に示すとおりです。

表 5-1-1 皆伐と択伐の定義

皆伐	主伐のうち択伐以外のもの
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木、帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が 30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採

立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮するものとします。

また、花粉の発生源となるスギ等の人工林について、伐採・植替え等を促進します。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

また、1haを超える人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。

なお、苗木の選定については、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）の苗木や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の増加に努めます。

ア 樹種

人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものであり、表5-2-1のとおりとします。

表5-2-1 人工造林に係る樹種

<p>一般的事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。 ・特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉の少ない苗木の確保を図るため、花粉の少ない苗木の増産に努めるものとする。 ・健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。 ・特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。 ・土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した柵工など構造物設置の措置をとること。 ・市町村森林整備計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は市町村の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。 ・造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。 										
<p>最深積雪深による造林樹種の区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪深による造林樹種区分は次のとおりとする。 (資料編第2章1 最深積雪深図 参照) <table border="1" data-bbox="481 1617 1396 1904"> <thead> <tr> <th>最深積雪深</th> <th>樹種及び留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0m未満の地域</td> <td>・それぞれの自然条件に応じた樹種を選定して植栽</td> </tr> <tr> <td>1.0m以上の地域</td> <td>・耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、自然条件等によってはケヤキ等の広葉樹を植栽</td> </tr> <tr> <td>1.5mを超える地域</td> <td>・ヒノキの人工造林を避ける</td> </tr> <tr> <td>2.5mを超える地域</td> <td>・人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林(天然林型)及び天然生林施業によって森林整備を図る</td> </tr> </tbody> </table> <p>(関連参考；資料編第2章3 冠雪害危険度マップ)</p>	最深積雪深	樹種及び留意事項	1.0m未満の地域	・それぞれの自然条件に応じた樹種を選定して植栽	1.0m以上の地域	・耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、自然条件等によってはケヤキ等の広葉樹を植栽	1.5mを超える地域	・ヒノキの人工造林を避ける	2.5mを超える地域	・人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林(天然林型)及び天然生林施業によって森林整備を図る
最深積雪深	樹種及び留意事項										
1.0m未満の地域	・それぞれの自然条件に応じた樹種を選定して植栽										
1.0m以上の地域	・耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、自然条件等によってはケヤキ等の広葉樹を植栽										
1.5mを超える地域	・ヒノキの人工造林を避ける										
2.5mを超える地域	・人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林(天然林型)及び天然生林施業によって森林整備を図る										
<p>カシナガ等被害跡地の造林樹種</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区ではカシノナガキクイムシによる被害によりナラ類が枯損している。また、ほぼ県下全域にわたり松くい虫被害によりアカマツが枯損している。これらの地域では、枯損後に侵入した天然広葉樹の保存育成を基本とし、被害跡地が無被植である場 										

	合など森林機能を早急に回復させる必要がある場合には、現地産種の人工造林による更新を図るものとする。
--	---------------------------------------------------

(2) 天然更新

オ 更新の判定基準

表 5-2-5 に示す稚樹高以上の更新樹種が、表 5-2-6 に示す期待成立本数に対して、10 分の 3 を乗じた本数以上が成立している状態(「立木度」が 3 以上の状態)をもって、更新の完了とします。

なお、残存木がある場合には、残存木と更新樹種の「立木度」の和が 3 以上の状態をもって、更新の完了とします。

表 5-2-5 天然更新に係る更新樹種の稚樹高

稚樹高	更新樹種の成立本数として算入する稚樹の高さについては、概ね以下のとおり。 50cm 以上かつ競合植物の高さ以上
-----	------------------------------------------------------------

表 5-2-6 天然更新に係る更新樹種等の期待成立本数

期待成立本数	<p>①残存木が無い場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然更新をすべき期間(伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年を経過する日まで)が満了した日までににおける更新樹種の期待成立本数は、概ね以下のとおりとする。 <p>10,000 本/ha</p> <p>②残存木がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林相ごとに、収穫予想表・林分密度管理図等、あるいは周辺の類似する林分等を参考として導かれる成立本数をもって、該当林相の期待成立本数とする。なお、この場合において更新樹種に係る期待成立本数は上記①のとおり(概ね 10,000 本/ha)とする。
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※残存木がある場合の計算例

区分	対象面積	平均樹高	期待成立本数	成立本数	立木度
残存木	1.0ha	20.0m	1,200 本	120 本	1
更新樹種	1.0ha	1.5m	10,000 本	2,000 本	2
計					3

6 森林施業の合理化に関する事項 ～委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項～

(4) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

イ 森林技術者の確保・育成・定着

林業労働力確保支援センター（森のジョブステーションぎふ）との連携により、農林高校、森林文化アカデミーにおいて養成された実践的技術を持った人材の積極的な受け入れに努めるものとします。

高度な技術や指導能力を持つ森林技術者の育成に努めるものとします。高性能林業機械を利用した伐採専門チームの養成とともに、造林・保育技術者の養成に努めるものとします。

新規就業者が段階的に知識や技術、技能を習得できるよう「緑の雇用」担い手確保支援事業、きこり養成塾等によりキャリア形成を支援します。

森林技術者の雇用の長期化・安定化を図るとともに、就労条件の整備、安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、社会保障の充実、住居を含めた生活基盤の整備等を図り、森林技術者の新規参入及び定着に努めるものとします。

また林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組みます。

(6) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林、国有林を通じ、川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、市町村森林管理委員会をはじめとした、地域の林業・木材産業関係者における協議を通じて、地域材の産地化形成の推進などについて地域の連携・合意形成に努めるものとします。

大手住宅メーカー、集成材メーカー等とのネットワークづくり、コンビナートによる協業化及び分業化、製材業者等の系列化、ネットワーク化による流通ロットの拡大・安定化を図るものとします。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めます。

7 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項

土地の形質の変更にあたっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう留意します。

土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等を留意して、その実施区域の選定を行います。

土石の切取、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための法面緑化工、土留工等の施設及び下流域に対し流出増とならないよう雨水等の適切な処理のために排水・貯留施設等を配置するものとします。

その他、土地の形質変更の態様に応じた土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとします。

なお、太陽光発電施設を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置や森林の適切な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取り組みの実施等に配慮することとします。

また、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく盛土等に伴う災害の防止に配慮することとします。

資料編 第1章 計画数量の明細

1 伐採材積、間伐面積及び造林面積

(1) 伐採材積、間伐面積及び造林面積に関する数量算出の考え方

本編第3章2「個別計画」のうち、伐採及び造林に関する計画数量については、現存の資源量及び過去の実績値等に基づいて、図1-1-1のフローによって算出しています。このうち、全国森林計画において計画量が明記されているものについては、全国森林計画に沿うように計画数量の補正を行っています。

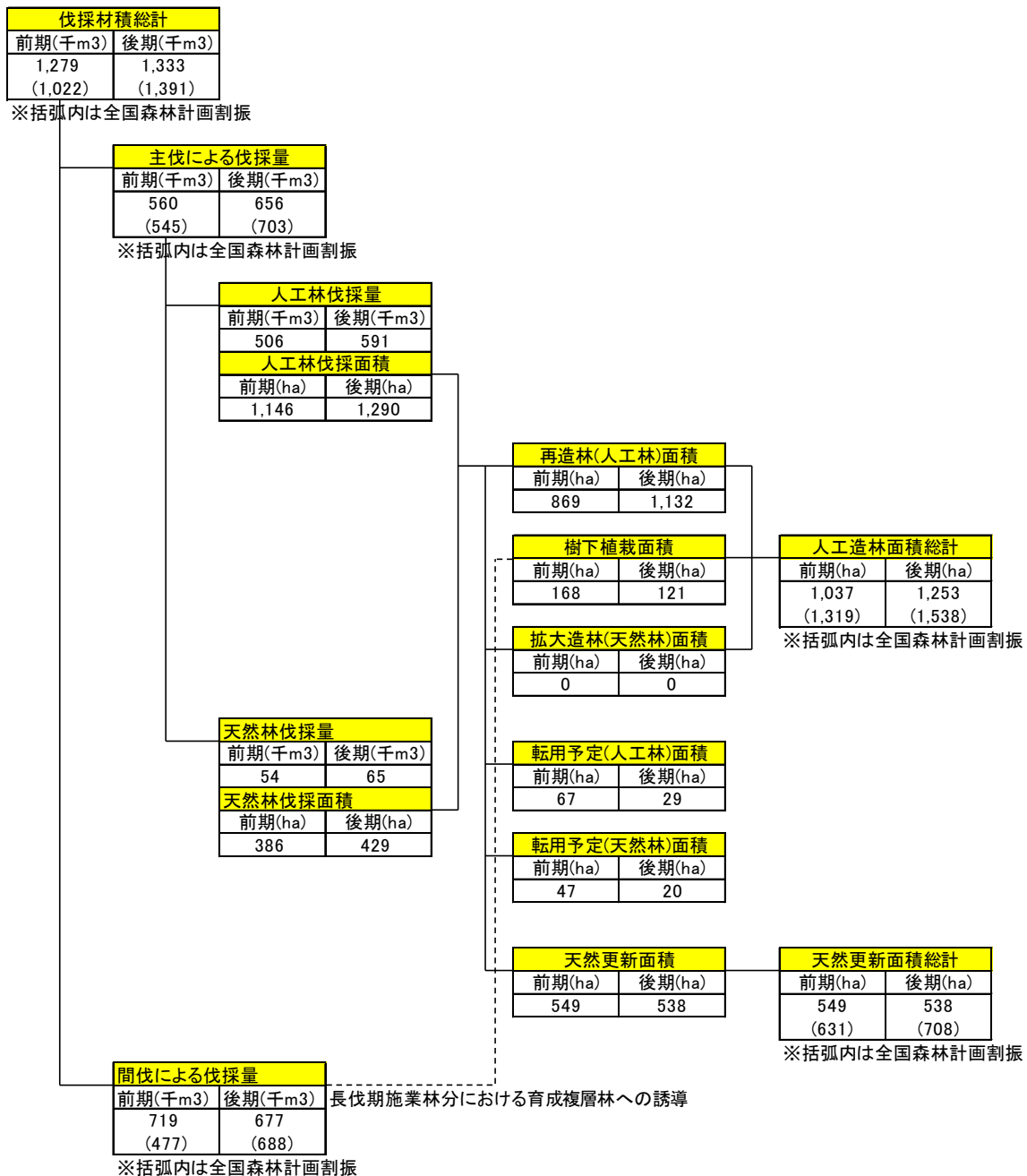


図1-1-1 伐採及び造林に係る計画数量算出のフロー

また、図 1-1-2 及び図 1-1-3 により、岐阜県森林づくり基本計画の目標値との整合を図ることとしています。

- 第4期 岐阜県森林づくり基本計画期間 -

単位 (材積 : 千 m³)

年度	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	前期計画	後期計画	計画区総計	基本計画総計
木曾川森林計画	218	220	221	217	241	250	258	266	265	266	266	267	267	268	268	1,279	1,333	2,612	1,231
揖斐川森林計画	202	203	203	178	191	196	201	206	206	206	207	207	208	208	208	1,016	1,038	2,054	973
宮・庄川森林計画	247	252	258	254	259	264	269	274	274	275	276	277	278	279	280	1,286	1,367	2,653	1,319
長良川森林計画	355	361	370	372	356	370	383	396	396	396	397	397	397	398	398	1,851	1,982	3,833	1,877
飛騨川森林計画	225	226	226	240	244	247	250	253	252	252	252	252	252	252	252	1,233	1,260	2,493	1,233
合計				1,262	1,291	1,326	1,360	1,394											6,634

素材生産量に換算すると

年度	R4	R5	R6	R7	R8
材積	543	560	571	582	591

基本計画の目標値

年度	R4	R5	R6	R7	R8
材積	543	560	571	582	591

※基本計画の目標値のうち国有林分を除いた数値

図 1-1-2 岐阜県森林づくり基本計画における素材生産量の目標値と地域森林計画における伐採計画数量との関係

- 第4期 岐阜県森林づくり基本計画期間 -

単位 (面積 : ha)

年度	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	前期計画	後期計画	計画区総計	基本計画総計
木曾川森林計画	1,845	1,845	1,845	1,523	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	8,575	8,574	17,149	8,383
揖斐川森林計画	1,755	1,755	1,755	1,321	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	7,085	7,085	14,170	6,989
宮・庄川森林計画	1,669	1,669	1,669	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	9,111	9,622	18,734	9,622
長良川森林計画	2,522	2,522	2,522	2,780	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	12,777	12,459	25,236	12,747
飛騨川森林計画	2,009	2,009	2,009	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	10,260	10,260	20,520	10,260
合計				9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600				48,000

※基本計画の目標値と一致

図 1-1-3 岐阜県森林づくり基本計画における間伐面積の目標値と地域森林計画における間伐計画との関係

(2) 市町村別の伐採材積及び造林面積

表 1-1-1 市町村別伐採立木材積

単位 (材積 : 千m³)

区分	総数							前期							後期						
	総数			主伐			間伐	総数			主伐			間伐	総数			主伐			間伐
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	
木曾川計画区	2,612	2,493	119	1,216	1,097	119	1,396	1,279	1,225	54	560	506	54	719	1,333	1,268	65	656	591	65	677
可見市	53	48	5	33	28	5	20	25	23	2	15	13	2	10	28	25	3	18	15	3	10
御嵩町	62	58	4	37	33	4	25	30	28	2	17	15	2	13	32	30	2	20	18	2	12
多治見市	67	61	6	42	36	6	25	33	30	3	20	17	3	13	34	31	3	22	19	3	12
土岐市	164	153	11	82	71	11	82	80	75	5	38	33	5	42	84	78	6	44	38	6	40
瑞浪市	293	273	20	124	104	20	169	144	135	9	57	48	9	87	149	138	11	67	56	11	82
中津川市	1,111	1,077	34	488	454	34	623	545	530	15	224	209	15	321	566	547	19	264	245	19	302
恵那市	862	823	39	410	371	39	452	422	404	18	189	171	18	233	440	419	21	221	200	21	219

表 1-1-2 市町村別造林面積

単位 (面積 : ha)

区分	総数				前期				後期			
	人工造林			天然更新	人工造林			天然更新	人工造林			天然更新
	計	人工造林	樹下植栽		計	人工造林	樹下植栽		計	人工造林	樹下植栽	
木曾川計画区	2,290	2,001	289	1,087	1,037	869	168	549	1,253	1,132	121	538
可見市	57	50	7	46	26	22	4	23	31	28	3	23
御嵩町	69	60	9	40	31	26	5	20	38	34	4	20
多治見市	75	66	9	57	35	29	6	29	40	37	3	28
土岐市	148	129	19	97	67	56	11	49	81	73	8	48
瑞浪市	219	191	28	176	99	83	16	89	120	108	12	87
中津川市	946	827	119	311	428	359	69	157	518	468	50	154
恵那市	776	678	98	360	351	294	57	182	425	384	41	178

2 林道整備 ～林道の開設及び拡張に関する計画～

(1) 市町村別総括表

表 1-2-1 林道の開設及び拡張に関する計画に係る総括表

下線：変更箇所

単位（開設、舗装：m、改良：箇所）

市町村	開設			改良			舗装		
	計	前期	後期	計	前期	後期	計	前期	後期
可児市	0	0	0	18	13	5	2,400	2,400	0
御嵩町	1,600	1,600	0	14	14	0	4,000	4,000	0
多治見市	1,600	0	1,600	2	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3,540</u>	<u>0</u>	<u>3,540</u>
瑞浪市	<u>0</u>	<u>0</u>	0	<u>6</u>	<u>6</u>	0	0	0	0
土岐市	0	0	0	1	1	0	0	0	0
中津川市	21,200	8,700	12,500	226	128	98	57,650	17,650	40,000
恵那市	11,000	8,000	3,000	46	40	6	15,600	14,400	1,200
計	<u>35,400</u>	<u>18,300</u>	<u>17,100</u>	<u>313</u>	<u>203</u>	<u>110</u>	<u>83,190</u>	<u>38,450</u>	<u>44,740</u>

(2) 林道の開設及び拡張に関する計画の箇所別明細

表 1-2-2 林道の開設及び拡張に関する計画に係る箇所別明細

下線：変更箇所

単位（開設、舗装：m、改良：箇所）

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	前半5力年の 計画箇所	対 函 番号
開設	自動車道		御嵩町	真名田線	1,600	○	御嵩町-1-開設
			前期	1	1,600		
			後期	0	0		
開設 計				1	1,600		
開設	自動車道		多治見市	廿原線	400		多治見市-1-開設
開設	自動車道		多治見市	高根線	1,200		多治見市-2-開設
			前期	0	0		
			後期	2	1,600		
開設 計				2	1,600		
開設	自動車道	指定林道	中津川市	三森山線	3,000	○	中津川市-1-開設
開設	自動車道	指定林道	中津川市	恵北東線	1,000	○	中津川市-2-開設
開設	自動車道	指定林道	中津川市	尾城山線	3,000	○	中津川市-3-開設
開設	自動車道		中津川市	切井那木2号線	2,400		中津川市-4-開設
開設	自動車道	指定林道	中津川市	三森山線	2,000		中津川市-5-開設
開設	自動車道	指定林道	中津川市	尾城山線	3,000		中津川市-6-開設
開設	自動車道		中津川市	弥蔵薙線	500		中津川市-7-開設
開設	自動車道		中津川市	白谷(Ⅱ)線	800		中津川市-8-開設
開設	自動車道		中津川市	大起線	800		中津川市-9-開設

開設	自動車道		中津川市	東別当線	1,200		中津川市-10-開設
開設	自動車道		中津川市	矢平（Ⅱ）線	300		中津川市-11-開設
開設	自動車道		中津川市	十石線	1,500		中津川市-12-開設
開設	自動車道	指定林道/ 林業専用 道	中津川市	風穴線	1,700	○	中津川市-13-開設
			前期	4	8,700		
			後期	9	12,500		
開設 計				13	21,200		
開設	自動車道	指定林道	恵那市	三森山線	3,000	○	恵那市-1-開設
開設	自動車道	指定林道	恵那市	三森山線	3,000		恵那市-2-開設
開設	自動車道	林業専用 道	恵那市	赤又駄線	2,000	○	恵那市-1-専用道
開設	自動車道	指定林道/ 林業専用 道	恵那市	船岩線	3,000	○	恵那市-2-専用道
			前期	3	8,000		
			後期	1	3,000		
開設 計				4	11,000		
開設 合計				20	35,400		
拡張（改良）	自動車道		可児市	黒岩線	2	○	可児市-1-改良
拡張（改良）	自動車道		可児市	西山線	2	○	可児市-2-改良
拡張（改良）	自動車道		可児市	奥磯線	2	○	可児市-3-改良
拡張（改良）	自動車道		可児市	八坂線	1	○	可児市-4-改良
拡張（改良）	自動車道		可児市	浅間線	1	○	可児市-5-改良
拡張（改良）	自動車道		可児市	奥磯線	1		可児市-6-改良
拡張（改良）	自動車道		可児市	八坂線	2		可児市-7-改良
拡張（改良）	自動車道		可児市	浅間線	2		可児市-8-改良
拡張（改良）	自動車道		可児市	坊主線	2	○	可児市-9-改良
拡張（改良）	自動車道		可児市	城山線	3	○	可児市-10-改良
			前期	7	13		
			後期	3	5		
拡張（改良）計				10	18		
拡張（改良）	自動車道		御嵩町	栢森線	2	○	御嵩町-1-改良
拡張（改良）	自動車道		御嵩町	丸山線	2	○	御嵩町-2-改良
拡張（改良）	自動車道		御嵩町	谷山線	3	○	御嵩町-3-改良
拡張（改良）	自動車道		御嵩町	桜本線	2	○	御嵩町-4-改良
拡張（改良）	自動車道		御嵩町	中切線	2	○	御嵩町-5-改良
拡張（改良）	自動車道		御嵩町	伊岐津志線	2	○	御嵩町-6-改良
拡張（改良）	自動車道		御嵩町	八嵩線	1	○	御嵩町-7-改良
			前期	7	14		
			後期	0	0		

拡張（改良）計				7	14	
拡張（改良）	自動車道		多治見市	東方月線	1	多治見市-1-改良
拡張（改良）	自動車道		多治見市	東栄線	1	○ 多治見市-2-改良
			前期	1	1	
			後期	1	1	
拡張（改良）計				2	2	
拡張（改良）	自動車道		瑞浪市	小狭間線	1	○ 瑞浪市-1-改良
拡張（改良）	自動車道		瑞浪市	大狭間線	1	○ 瑞浪市-2-改良
拡張（改良）	自動車道		瑞浪市	名無線	1	○ 瑞浪市-3-改良
拡張（改良）	自動車道		瑞浪市	斧研線	1	○ 瑞浪市-4-改良
拡張（改良）	自動車道		瑞浪市	入ヶ洞線	1	○ 瑞浪市-5-改良
拡張（改良）	自動車道		瑞浪市	中ノ草線	1	○ 瑞浪市-6-改良
			前期	6	6	
			後期	0	0	
拡張（改良）計				6	6	
拡張（改良）	自動車道		土岐市	坂下線	1	○ 土岐市-1-改良
			前期	1	1	
			後期	0	0	
拡張（改良）計				1	1	
拡張（改良）	自動車道		中津川市	不動～丸山線	5	○ 中津川市-1-改良
拡張（改良）	自動車道		中津川市	大谷霧ヶ原線	2	○ 中津川市-2-改良
拡張（改良）	自動車道		中津川市	源根線	1	○ 中津川市-3-改良
拡張（改良）	自動車道		中津川市	恵北東線	5	○ 中津川市-4-改良
拡張（改良）	自動車道		中津川市	白谷（Ⅱ）線	1	○ 中津川市-5-改良
拡張（改良）	自動車道		中津川市	小郷東木曾谷線	1	○ 中津川市-6-改良
拡張（改良）	自動車道		中津川市	黒淵尾城線	1	○ 中津川市-7-改良
拡張（改良）	自動車道		中津川市	熊倉（Ⅱ）線	1	○ 中津川市-8-改良
拡張（改良）	自動車道		中津川市	恵北線	2	○ 中津川市-9-改良
拡張（改良）	自動車道		中津川市	布袋野線	1	○ 中津川市-10-改良
拡張（改良）	自動車道		中津川市	長洞線	2	○ 中津川市-11-改良
拡張（改良）	自動車道		中津川市	不動～丸山線	10	中津川市-12-改良
拡張（改良）	自動車道		中津川市	布袋野線	10	中津川市-13-改良
拡張（改良）	自動車道		中津川市	三森山線	14	中津川市-14-改良
拡張（改良）	自動車道		中津川市	恵北東線	19	中津川市-15-改良
拡張（改良）	自動車道		中津川市	二ツ森線	4	中津川市-16-改良
拡張（改良）	自動車道		中津川市	恵北線	24	中津川市-17-改良
拡張（改良）	自動車道		中津川市	八本木線	1	○ 中津川市-18-改良
拡張（改良）	自動車道		中津川市	東山線	1	中津川市-19-改良
拡張（改良）	自動車道		中津川市	細ヶ谷線	1	○ 中津川市-20-改良
拡張（改良）	自動車道		中津川市	大谷霧ヶ原線	5	中津川市-21-改良
拡張（改良）	自動車道		中津川市	源根線	5	中津川市-22-改良
拡張（改良）	自動車道		中津川市	白谷線	2	中津川市-23-改良
拡張（改良）	自動車道		中津川市	大平線	1	○ 中津川市-24-改良

拡張(改良)	自動車道		中津川市	笠置山線	2		中津川市-25-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	若山線	2		中津川市-26-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	大博士線	1	○	中津川市-27-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	木曾谷線	1	○	中津川市-28-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	黒田線	2	○	中津川市-29-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	小屋場線	1	○	中津川市-30-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	笠置山線	1	○	中津川市-31-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	タラ洞線	1	○	中津川市-32-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	三森山線	7	○	中津川市-33-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	木曾越線	5	○	中津川市-34-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	二ツ森線	2	○	中津川市-35-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	黒森線	1	○	中津川市-36-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	根津沢線	1	○	中津川市-37-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	中尾線	1	○	中津川市-38-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	桜の湖線	1	○	中津川市-39-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	黒沢線	1	○	中津川市-40-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	中線	1	○	中津川市-41-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	奥屋沢線	1	○	中津川市-42-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	御宮有本線	1	○	中津川市-43-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	越原線	1	○	中津川市-44-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	袖線	1	○	中津川市-45-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	雨請棚線	1	○	中津川市-46-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	東山線	1	○	中津川市-47-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	大洞線	1	○	中津川市-48-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	高の巣線	1	○	中津川市-49-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	小多留線	1	○	中津川市-50-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	押沢線	1	○	中津川市-51-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	不動観音線	1	○	中津川市-52-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	天狗森線	1	○	中津川市-53-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	切井那木線	1	○	中津川市-54-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	本沢線	1	○	中津川市-55-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	山口線	1	○	中津川市-56-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	篠八大薙線	1	○	中津川市-57-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	洞奥線	1	○	中津川市-58-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	平八線	1	○	中津川市-59-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	孫助線	1	○	中津川市-60-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	松尾木曾谷線	1	○	中津川市-61-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	猿沢線	1	○	中津川市-62-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	瀬戸線	1	○	中津川市-63-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	大根木線	1	○	中津川市-64-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	大開線	1	○	中津川市-65-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	大根線	1	○	中津川市-66-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	番田向線	1	○	中津川市-67-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	尾城山線	1	○	中津川市-68-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	上金線	1	○	中津川市-69-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	水源林線	1	○	中津川市-70-改良

拡張(改良)	自動車道		中津川市	横吹線	1	○	中津川市-71-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	尾城御宮線	1	○	中津川市-72-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	西桑原線	1	○	中津川市-73-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	二渡東線	1	○	中津川市-74-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	塩沢大薙線	1	○	中津川市-75-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	一の沢線	1	○	中津川市-76-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	中上線	1	○	中津川市-77-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	下線	1	○	中津川市-78-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	坊主小屋線	1	○	中津川市-79-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	若宮尾線	1	○	中津川市-80-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	白谷線	1	○	中津川市-81-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	岩須線	1	○	中津川市-82-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	八布施線	1	○	中津川市-83-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	大萱野線	1	○	中津川市-84-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	小郷東線	1	○	中津川市-85-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	正のうれ線	1	○	中津川市-86-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	大洞2線	1	○	中津川市-87-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	一の谷線	1	○	中津川市-88-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	奥の平線	1	○	中津川市-89-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	笹葉高根線	1	○	中津川市-90-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	向山線	1	○	中津川市-91-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	水持線	1	○	中津川市-92-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	中平入線	1	○	中津川市-93-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	高峰線	1	○	中津川市-94-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	浦沢線	1	○	中津川市-95-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	深山線	1	○	中津川市-96-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	広谷線	1	○	中津川市-97-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	町切東山線	1	○	中津川市-98-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	下平線	1	○	中津川市-99-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	高畑線	1	○	中津川市-100-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	平六線	1	○	中津川市-101-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	洞垣外線	1	○	中津川市-102-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	北山線	1	○	中津川市-103-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	川表2号線	1	○	中津川市-104-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	袖線	1	○	中津川市-105-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	東万賀線	1	○	中津川市-106-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	堺谷線	1	○	中津川市-107-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	南桑原線	1	○	中津川市-108-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	尾山線	1	○	中津川市-109-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	岩山線	1	○	中津川市-110-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	石休線	1	○	中津川市-111-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	下浦線	1	○	中津川市-112-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	東森線	1	○	中津川市-113-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	古宿線	1	○	中津川市-114-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	宮の上線	1	○	中津川市-115-改良
拡張(改良)	自動車道		中津川市	泉洞線	1	○	中津川市-116-改良

拡張（改良）	自動車道		中津川市	唐塩線	1	○	中津川市-117-改良
			前期	105	128		
			後期	12	98		
拡張（改良）計				117	226		
拡張（改良）	自動車道		恵那市	追沢線	4	○	恵那市-1-改良
拡張（改良）	自動車道		恵那市	川向線	6	○	恵那市-2-改良
拡張（改良）	自動車道		恵那市	寺洞線	6	○	恵那市-3-改良
拡張（改良）	自動車道		恵那市	笠置山線	5	○	恵那市-4-改良
拡張（改良）	自動車道		恵那市	暗井沢線	5	○	恵那市-5-改良
拡張（改良）	自動車道		恵那市	金吾里線	5	○	恵那市-6-改良
拡張（改良）	自動車道		恵那市	暗井沢線	3	○	恵那市-7-改良
拡張（改良）	自動車道		恵那市	金吾里線	3		恵那市-8-改良
拡張（改良）	自動車道		恵那市	権現山線	1	○	恵那市-9-改良
拡張（改良）	自動車道		恵那市	三森山線	1	○	恵那市-10-改良
拡張（改良）	自動車道		恵那市	大野線	1	○	恵那市-11-改良
拡張（改良）	自動車道		恵那市	道上線	1		恵那市-12-改良
拡張（改良）	自動車道		恵那市	大鋸場線	1	○	恵那市-13-改良
拡張（改良）	自動車道		恵那市	暗井沢線	1		恵那市-14-改良
拡張（改良）	自動車道		恵那市	東木の実線	1		恵那市-15-改良
拡張（改良）	自動車道		恵那市	白井沢線	1	○	恵那市-16-改良
拡張（改良）	自動車道		恵那市	鈴ヶ根線	1	○	恵那市-17-改良
			前期	13	40		
			後期	4	6		
拡張（改良）計				17	46		
拡張（改良）合計				160	313		
拡張（舗装）	自動車道		可児市	西山線	1,700	○	可児市-1-舗装
拡張（舗装）	自動車道		可児市	坊主線	700	○	可児市-2-舗装
			前期	2	2,400		
			後期	0	0		
拡張（舗装）計				2	2,400		
拡張（舗装）	自動車道		御嵩町	伊岐津志線	1,000	○	御嵩町-1-舗装
拡張（舗装）	自動車道		御嵩町	城山線	300	○	御嵩町-2-舗装
拡張（舗装）	自動車道		御嵩町	谷山線	2,700	○	御嵩町-3-舗装
			前期	3	4,000		
			後期	0	0		
拡張（舗装）計				3	4,000		
拡張（舗装）	自動車道		多治見市	才竹線	500		多治見市-1-舗装
拡張（舗装）	自動車道		多治見市	東栄線	1,040		多治見市-2-舗装
拡張（舗装）	自動車道		多治見市	東方月線	2,000		多治見市-3-舗装
			前期	0	0		
			後期	3	3,540		

拡張（舗装）計				3	3,540		
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	柁の湖線	1,800	○	中津川市-1-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	深山線	700	○	中津川市-2-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	屋敷垣内線	250	○	中津川市-3-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	塩沢大薙線	500	○	中津川市-4-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	大平線	400	○	中津川市-5-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	長洞線	3,000	○	中津川市-6-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	木曾越線	2,700	○	中津川市-7-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	弥蔵薙線	500	○	中津川市-8-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	布袋野線	2,600		中津川市-9-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	柁の湖線	500		中津川市-10-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	大楨日向線	1,000		中津川市-11-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	東山線	1,000		中津川市-12-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	中上線	1,900		中津川市-13-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	大萱日向線	400		中津川市-14-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	白谷線	2,000		中津川市-15-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	白谷（Ⅱ）線	1,000		中津川市-16-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	大起線	1,000		中津川市-17-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	東別当線	1,000		中津川市-18-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	矢平（Ⅱ）線	400		中津川市-19-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	小郷東木曾谷線	1,500		中津川市-20-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	黒淵尾城線	2,000		中津川市-21-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	深山線	3,000		中津川市-22-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	町切東山線	2,500	○	中津川市-23-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	東山線	1,600	○	中津川市-24-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	ヒモミ線	3,000		中津川市-25-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	笹場高根線	2,500		中津川市-26-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	笠置山2号線	700		中津川市-27-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	切井那木2号線	3,000		中津川市-28-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	大博士線	3,000		中津川市-29-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	井汲線	1,900		中津川市-30-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	高峰線	6,600		中津川市-31-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	古寺線	1,700	○	中津川市-32-舗装
拡張（舗装）	自動車道		中津川市	八布施線	2,000	○	中津川市-33-舗装
			前期	12	17,650		
			後期	21	40,000		
拡張（舗装）計				33	57,650		
拡張（舗装）	自動車道		恵那市	番屋線	800	○	恵那市-1-舗装
拡張（舗装）	自動車道		恵那市	落倉線	1,000	○	恵那市-2-舗装
拡張（舗装）	自動車道		恵那市	木根中島線	3,000	○	恵那市-3-舗装
拡張（舗装）	自動車道		恵那市	白坂線	2,100	○	恵那市-4-舗装
拡張（舗装）	自動車道		恵那市	河上瀬線	1,500	○	恵那市-5-舗装
拡張（舗装）	自動車道		恵那市	寺洞線	500	○	恵那市-6-舗装
拡張（舗装）	自動車道		恵那市	大沢谷線	1,200	○	恵那市-7-舗装
拡張（舗装）	自動車道		恵那市	大沢線	2,000	○	恵那市-8-舗装

拡張（舗装）	自動車道		恵那市	道上線	700	○	恵那市-9-舗装
拡張（舗装）	自動車道		恵那市	太田線	1,600	○	恵那市-10-舗装
拡張（舗装）	自動車道		恵那市	木根中島線	200		恵那市-11-舗装
拡張（舗装）	自動車道		恵那市	大沢線	1,000		恵那市-12-舗装
			前期		10	14,400	
			後期		2	1,200	
拡張（舗装）計					12	15,600	
拡張（舗装）合計					53	83,190	

3 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

(1) 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

表 1-3-1 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位（面積：ha）

指定／解除	種類	流域	森林の所在		面積	うち 前半5年分	指定または解除を 必要とする理由	備考	
			管内	市町村					
指定	総数(実面積)				82.0	51.0			
	水源涵 (かん) 養	総数				18.0	11.0	水源涵(かん)養のため	
		木曾川	可茂	可児市	0.0	0.0	〃		
				御嵩町	0.0	0.0	〃		
			東濃	多治見市	0.0	0.0	〃		
		瑞浪市		0.0	0.0	〃			
		土岐市		0.0	0.0	〃			
		恵那	中津川市	18.0	11.0	〃			
			恵那市	0.0	0.0	〃			
		災害防備	総数				64.0	40.0	災害防備のため
	木曾川		可茂	可児市	0.0	0.0	〃		
				御嵩町	0.0	0.0	〃		
			東濃	多治見市	0.0	0.0	〃		
				瑞浪市	12.0	7.0	〃		
				土岐市	0.0	0.0	〃		
			恵那	中津川市	29.0	18.0	〃		
	恵那市			23.0	15.0	〃			
	保健・風致等		総数				0.0	0.0	保健・風致のため
		木曾川	可茂	可児市	0.0	0.0	〃		
				御嵩町	0.0	0.0	〃		
			東濃	多治見市	0.0	0.0	〃		
				瑞浪市	0.0	0.0	〃		
				土岐市	0.0	0.0	〃		
恵那			中津川市	0.0	0.0	〃			
			恵那市	0.0	0.0	〃			
解除	総数(実面積)				33.3	33.3	指定理由の消滅		
	水源涵 (かん) 養	総数				0.2	0.2	〃	
		木曾川	可茂	可児市	0.0	0.0	〃		
				御嵩町	0.0	0.0	〃		
			東濃	多治見市	0.0	0.0	〃		
				瑞浪市	0.0	0.0	〃		
				土岐市	0.0	0.0	〃		
			恵那	中津川市	0.0	0.0	〃		
		恵那市		0.2	0.2	〃			

災害 防 備	総数			<u>31.9</u>	<u>31.9</u>	指定理由の消滅	
	木 曾 川	可茂	可児市	<u>0.5</u>	<u>0.5</u>	〃	
			御嵩町	4.7	4.7	〃	
	東濃	東濃	多治見市	0.0	0.0	〃	
			瑞浪市	<u>14.5</u>	<u>14.5</u>	〃	
			土岐市	2.2	2.2	〃	
	恵那	恵那	中津川市	<u>0.1</u>	<u>0.1</u>	〃	
			恵那市	<u>9.9</u>	<u>9.9</u>	〃	
	保 健 ・ 風 致 等	総数			1.2	1.2	指定理由の消滅
木 曾 川		可茂	可児市	0.0	0.0	〃	
			御嵩町	0.0	0.0	〃	
東濃		東濃	多治見市	0.0	0.0	〃	
			瑞浪市	0.0	0.0	〃	
			土岐市	1.2	1.2	〃	
恵那		恵那	中津川市	0.0	0.0	〃	
			恵那市	0.0	0.0	〃	

(2) 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

表 1-3-2 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 (面積 : ha)

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源涵(かん)養のための保安林			6,201	6,201	3,162
災害の防備のための保安林			<u>18,720</u>	<u>18,701</u>	<u>10,180</u>
保健、風致の保存等のための保安林			1,540	1,540	960

4 治山計画 ～実施すべき治山事業の数量～

表 1-4-1 実施すべき治山事業の数量等

単位(林班数:箇所)

流域	森林の所在		治山事業施工地区数				主な工種		
	市町村	区域	計	前期	(林班番号)	後期			
木曾川	総数		366	316		50			
	可茂	計		5	5		0		
		可児市	旧可児市	今	1	1	49	溪間工	
				東帷子	1	1	80	溪間工	
				兼山	1	1	2	溪間工	
		御嵩町		美佐野	1	1	60	山腹工	
				向井山	1	1	71	山腹工	
		東濃	計		61	57		4	
			多治見市	旧多治見市	大畑町	2	2	87,107	山腹工
					大藪町	1	1	56	溪間工
					富士見町	3	3	17,18,20	溪間工・山腹工
				北小木町	2	2	51,55	溪間工・山腹工	
				高田町	1	1	87	山腹工	
				西山町	1	1	38	溪間工	
				脇之島町	1	1	110	溪間工	
				旧笠原町	0	0		0	
	瑞浪市			日吉町	1	1	49	溪間工	
				明世町	2	2	10,11	溪間工・本数調整伐	
				大湫町	1	1	86	溪間工	
				稲津町	10	9	185,186,187,188,189,191,196,197,200	1 溪間工・山腹工・本数調整伐	
				釜戸町	8	7	118,121,127,128,129,133,137	1 溪間工・山腹工	
				土岐町	5	5	158,163,166,167,171	山腹工・本数調整伐	
				陶町	7	6	217,218,219,220,224,231	1 溪間工・山腹工	
	土岐市			肥田町	2	2	35,40	溪間工・本数調整伐	
				泉町	6	5	22,23,26,30,32	1 山腹工・本数調整伐	
				五斗蒔	1	1	5	溪間工	
				下石町	2	2	113,114	溪間工・山腹工	

		妻木町	3	3	49,96,97		溪間工・本数調整伐	
		鶴里町	2	2	74,88		溪間工・本数調整伐	
恵那	計		300	254		46		
	中津川市		196	169		27		
	旧中津川市	前山	6	5	132,138,139,140,141	1		溪間工・山腹工・本数調整伐
		阿木	8	5	267,272,247,248,249	3		溪間工・山腹工・本数調整伐
		瀬戸	1	1	34			山腹工
		恵下	2	2	121,122			溪間工・山腹工
		落合	3	3	58,62,67			山腹工
		神坂	5	3	91,94,98	2		溪間工・山腹工・本数調整伐
		苗木	2	2	17,18			溪間工・山腹工・本数調整伐
		斧戸	1	1	157			山腹工
		中垣外	4	4	188,180,193,194			溪間工
		手賀野	1	1	158			溪間工・山腹工
		阿木川上	3	3	293,294,295			溪間工・山腹工
		布袋野	5	5	232,234,235,236,237			溪間工
		血洗	2	2	219,299			溪間工
		堤下	1	1	194			溪間工
		前沢	1	1	299			溪間工
	馬籠	1	1	328			溪間工・山腹工	
	旧坂下町	二股	3	3	6,14,15			溪間工
		高峰山	2	2	10,11			溪間工
		向山	2	2	2,3			溪間工
		島井田	1	1	23			溪間工
		上野	2	2	28,29			溪間工・山腹工
		高部	2	2	69,70			溪間工
		大巻	1	1	26			溪間工
		握	1	1	20			山腹工
	旧川上村	森平	3	3	31,32,33			山腹工
		下平	1	1	21			山腹工
		丸野	9	8	2,4,5,6,9,10,11,25	1		溪間工・山腹工・本数調整伐
		奥屋	1	1	14			山腹工
田畑		3	2	16,17	1		山腹工・本数調整伐	
森平		2	0		2		溪間工・山腹工	
夕森		1	1	7			溪間工	
旧加子母村	二渡西	4	4	37,38,39,41			溪間工・山腹工・本数調整伐	
	小郷東	2	2	13,24			溪間工・山腹工	
	山下	3	3	42,45,44			溪間工・山腹工	

	起し	1	1	3		山腹工	
	東桑原	2	2	89,90		山腹工	
	下吉本	1	1	106		溪間工	
	渡合	2	2	69,70		山腹工	
	東万賀	1	1	97		山腹工	
	猪谷	10	10	111,112,113,114,115 ,116,117,118,119,120		溪間工・山腹工・本数調整伐	
	川向	3	3	62,63,64		本数調整伐	
	小谷	2	2	76,77		溪間工・山腹工	
	平田	6	5	51,55,56,57,58	1	溪間工・本数調整伐	
	杉ヶ平	3	2	6,7	1	溪間工・本数調整伐	
	北桑原	3	1	73	2	溪間工・山腹工	
	角領西	3	2	71,102	1	溪間工	
	厚谷	2	2	49,52		溪間工・山腹工	
	担音堂	2	2	21,24		溪間工	
旧付知町	杉ヶ洞	<u>3</u>	<u>3</u>	66,67,194		溪間工・山腹工	
	宮島	3	3	40,41,42		山腹工	
	紙漉垣戸	1	1	52		溪間工・山腹工	
	上ヶ平	1	1	17		山腹工	
	分田	2	2	39,40		山腹工	
	向山	1	1	53		溪間工・山腹工	
	縦木沢	3	3	25,26,27		溪間工・山腹工	
	小峠	<u>5</u>	<u>5</u>	60,61,64,65,66		溪間工・山腹工	
	矢平	2	2	107,76		溪間工・山腹工	
	ノタノ沢	1	1	16		溪間工・山腹工	
	北平	2	0		2	溪間工・山腹工	
	大洞	2	0		2	溪間工・山腹工	
	熊倉谷	4	4	49,52,63,64		溪間工・山腹工	
	白谷	2	2	34,35		溪間工・山腹工	
	榎ヶ平	1	1	26		山腹工	
	寺の下	1	1	28		山腹工	
	出ヶ谷	1	1	49		溪間工	
	宮の上	<u>2</u>	<u>2</u>	51,52		溪間工	
	シシヤマ ンバ	<u>2</u>	<u>2</u>	47,48		溪間工・山腹工	
	旧福岡町	三会	1	1	107		溪間工
		上田瀬	<u>6</u>	<u>6</u>	104,106,107,108,109 ,110		溪間工・山腹工
		東洞谷	1	1	111		

	上野	2	0		2	溪間工・山腹工
	高山	1	1	24		山腹工
旧蛭川村	遠ヶ根	1	0		1	本数調整伐
	大博士	2	0		2	溪間工・山腹工・本数調整伐
旧山口村	ドウドコ	1	1	16		本数調整伐
	アラクラ 沢	1	1	302		溪間工
	本沢	1	0		1	山腹工
	深沢	2	2	310,309		溪間工・山腹工
	山口	1	0		1	溪間工・山腹工
	神坂	1	0		1	溪間工・山腹工
	下山	4	4	311,312,313,322		溪間工・山腹工
	赤苗木	2	2	311,312		溪間工・山腹工
恵那市		<u>104</u>	<u>85</u>		19	
旧恵那市	長島町	2	2	167,178		溪間工・山腹工・本数調整伐
	鷹ノ巣	1	1	37		溪間工・山腹工
	保古山	7	7	119,120,122,124,126 ,127,129		溪間工・本数調整伐
	丸草	1	1	229		溪間工・山腹工
	中野方	3	1	53	2	溪間工・山腹工・本数調整伐
	三郷	3	1	215,218	2	溪間工・山腹工・本数調整伐
	白坂	1	1	113		溪間工・本数調整伐
	洞	2	2	167,178		山腹工
	加須里	1	1	74		山腹工
	小田沢	1	0		1	溪間工
	地藏平	1	1	113		溪間工
	竹折原	1	0		1	山腹工
	永田	1	1	161		溪間工
	藤	1	0		1	山腹工
	笠置山	2	2	82,95		山腹工、谷止工
	長島町久 須見	2	2	165,172		溪間工
	山本	2	2	140,141		溪間工
	毛呂窪	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>97</u>		溪間工
	竹折	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>190</u>		溪間工
	合洞	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>115,116</u>		溪間工
旧岩村町	飯羽間	1	1	46		山腹工
	富田	1	0		1	溪間工・山腹工
	高松	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>5</u>		溪間工

旧山岡町	釜屋	1	1	50		山腹工
	馬場山田	3	1	89	2	溪間工・山腹工
旧明智町	才坂	1	1	51		溪間工
	右源内	1	1	107		溪間工・山腹工
	平芝	1	1	57		山腹工
	万ヶ洞	1	1	80		溪間工
	東方	3	1	85	2	溪間工・山腹工
	高波	1	1	95		溪間工
	洞田	1	1	52		溪間工
旧串原村	南松林	1	1	16		溪間工・山腹工
	南山	1	1	4		溪間工・山腹工
	岩倉	1	1	48		溪間工
	相走	2	0		2	溪間工・山腹工
	大野	1	1	43		溪間工・山腹工
旧上矢作町	小笹原	1	1	212		溪間工・山腹工
	琴ヶ沢	10	10	116,117,118,123,124 125,126,127,128,129		溪間工・山腹工
	白井沢	2	2	112,113		溪間工・山腹工
	万場・上 貝戸	2	2	225,226		溪間工
	越沢	1	1	49		溪間工
	本洞	1	1	221		溪間工
	上足沢	1	1	227		山腹工
	木地山	1	0		1	溪間工
	漆原	1	1	42		溪間工
	木の実	3	3	79,80,82		溪間工
	横道	1	1	206		山腹工
	中屋	2	1	5	1	溪間工・山腹工
	釜ヶ沢	1	1	95		溪間工・山腹工
	門野	1	1	1		溪間工
	小田子	2	1	9	1	溪間工・山腹工
	高井戸	1	1	172		溪間工
	番内	1	1	79		溪間工・山腹工
	奥達原	2	2	191,192		本数調整伐
	下	2	0		2	溪間工・山腹工
	長根	2	2	89,90		溪間工
柿平	1	1	37		溪間工・山腹工	
室沢	3	3	212,220,222		溪間工・山腹工	

			本郷	1	1	90	溪間工
			大倉	2	2	206,207	溪間工
			紙屋	1	1	168	山腹工

注)前期は林班番号、後期は林班数で記載した。

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした

自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、

新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議



第15次木曾川地域森林計画書

計画期間 自 令和 5年 4月 1日
至 令和15年 3月31日
(変更 令和 5年12月26日)

発行・編集 令和6年3月
岐阜県 林政部 林政課
〒500-8570
岐阜市藪田南2丁目1番1号
TEL 058(272)1111(代表)

本文中の用紙には、間伐材を活用しています。